

令和元年度 第1回潮来市総合教育会議 次第

日時：令和元年10月23日（水）13：30～

場所：潮来市役所3階 第一会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）本市教育施策等の状況について

（2）新年度事業等について

（3）その他

4 閉 会

潮来市総合教育会議 名簿

○構成員

職 名	氏 名
市 長	原 浩 道
教 育 長	横 田 直 樹
教育長職務代理者	飯 島 耕 作
教 育 委 員	小沼 由紀子
教 育 委 員	飯田 三矢子
教 育 委 員	塚本 健二郎

○事務局

課 名	職 名	氏 名
市長公室	室 長	額賀 浩
秘書政策課	課 長	茂 木 衛
秘書政策課	課長補佐	濱野 一也
秘書政策課	係 長	大川 敏幸
秘書政策課	主 事	西谷 智禎

○教育部局

課 名	職 名	氏 名
教 育 部	部 長	加藤 益生
学校教育課	課 長	前島 正治
学校教育課	課長補佐	村田慎一郎
給食 センター	センター長	小沼 政範
生涯学習課	課 長	塙 誠一
生涯学習課	課長補佐	松崎 秀光
国体推進室	室 長	永山 由治

第2次 潮来市教育大綱

(2019～2023年度)

2019年3月

茨城県 潮来市

1 はじめに

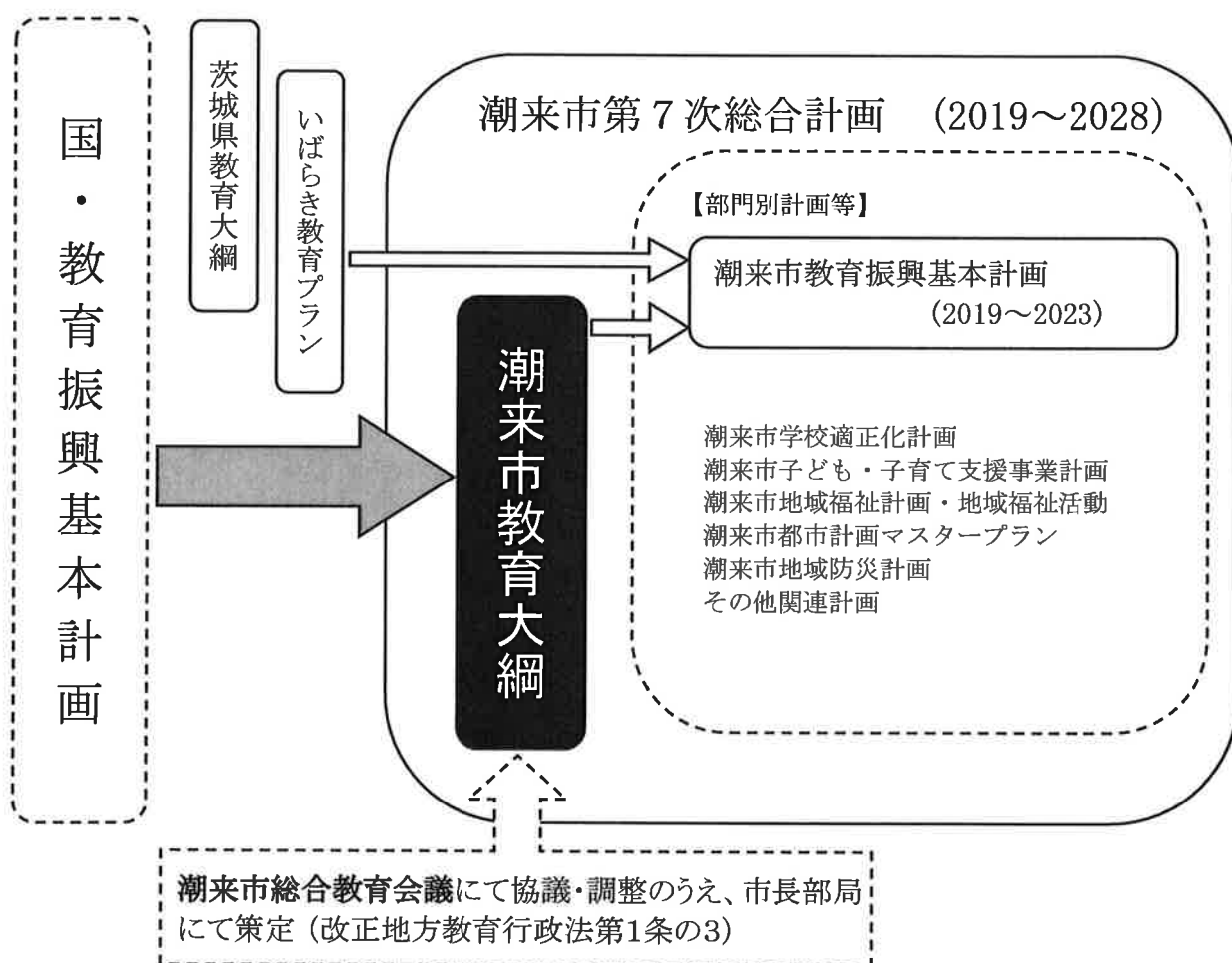
(1) 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地方教育行政法という。」）」第1条の3に規定されるもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

なお、大綱策定に当たっては、改正地方教育行政法第1条の4第1項に基づき、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整することとしています。

(2) 教育大綱の位置付け

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものであり、潮来市第7次総合計画に掲げたまちづくりの基本政策の達成に向け、教育に関する基本理念と基本方針を示すものです。



(3) 教育大綱の実施期間

本大綱は、2019年度から2023年度までの5年間を実施期間としますが、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

また、2024年度からの教育大綱についても、総合計画及び教育振興基本計画の策定と合わせて内容を精査し、総合教育会議において協議・調整のうえ策定することとします。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
潮来市総合計画 (2019～2028)						潮来市第7次総合計画 基本構想（10年間）				
	前期基本計画					後期基本計画				
潮来市教育大綱 (2019～2023)	第2次 教育大綱					第3次 教育大綱				
潮来市教育振興 基本計画 (2019～2023)	教育振興基本計画					第2次 教育振興基本計画				

2 教育目標

- ・自ら学び自ら考える力を育てる教育の推進
- ・豊かな心と将来への夢をはぐくむ教育の推進
- ・社会の変化に対応して主体的に生きる力を育てる教育の推進

3 教育政策のテーマ

(1) まちづくりの理念

潮来市第7次総合計画における、まちづくりの理念

地域への親しみと誇りを育て、全ての世代市民が日々の生活を愉しみながら、未来につなぐまちづくり

(2) まちづくりの3つの柱

まちづくりの理念を実現するため、3つの柱を基本とする施策を展開する。

『暮らしのための基本的な要素を充実する』

『地域に対する理解を深めその価値を高める』

『市民が自身の未来や生きがいを創る舞台となる』

(3) 教育政策のテーマ

『次代へ引き継ぐ人材・文化を育む教育』

4 基本施策

○ 基本施策の方針1 未来の潮来を担う子供たちと学び・育む

潮来の未来を担う子供たちの健やかな成長を育むため、「知・徳・体」を基本とした基礎的な教育を重視し、自主性・自立性を養う教育に取り組み、国際社会に対応できる人材の育成を推進します。

また、子供たちが安心安全に学校生活を過ごせるようセーフティネットの構築に取り組みます。

○ 基本施策の方針2 ふるさと潮来の魅力を学び・育む

子供から大人までが、共に学び、共に育み生涯を生き生きと過ごすことが出来るよう、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションを推進し、すべての市民が笑顔で楽しむことが出来る地域づくりに取り組みます。

また、市民が潮来の文化・芸術や自然環境にふれあい、ふるさと潮来の魅力を生かすための活動を推進します。

潮来市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、潮来市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第3条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議の開催日時、場所及び会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関し協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(会議)

第4条 会議は、市長がその議長となる。

2 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、教育委員会の同意のうえ、非公開とすることができる。

(議事録)

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定により非公開とした場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局を秘書政策課に置く。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この告示は、公表の日から施行する。